

What's New 経営サポートナビ

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

Management
Support
Navigation

2022.3
VOL.18

TOPICS

融資に強くなる講座

これからの金融機関との付き合い方 キーワードは「伴走型支援」

事業承継入門講座

「〇〇ホールディングス」ってよく聞けど実際どうなの？メリットあるの？

税制改正コラム

令和4年度 税制改正大綱のポイント（後編）

助成金活用ガイド

キャリアアップ助成金（令和4年4月の制度改正について）

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

インボイス制度はひどい制度？いまさら聞けないインボイスの闇

05

融資に強くなる講座

これからの金融機関との付き合い方 キーワードは「伴走型支援」

07

事業承継入門講座

「〇〇ホールディングス」ってよく聞けど実際どうなの？メリットあるの？

09

税制改正コラム

令和4年度 税制改正大綱のポイント（後編）

11

助成金活用ガイド

キャリアアップ助成金（令和4年4月の制度改正について）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

PC、タブレット、レジ・券売機等の購入も補助対象に！

IT導入補助金

< IT 導入補助金とは >

中小企業・小規模事業者のみならずがIT ツール導入に活用いただける補助金です。IT 導入補助金を活用することで、積極的にIT ツールを導入し、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることができます。また、働き方改革や質上げ、インボイス導入などに対応できるよう生産性向上に役立つIT ツールを導入するときにも活用いただけます。

令和3年度補正（IT 導入補助金 2022）からはこれまでの通常枠（A・B 類型）に加え、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT 導入類型）も追加されました。

類型の概要

IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠）には2つの類型があります。これまでのIT導入補助金よりも細かい規定があります。

■デジタル化基盤導入類型

中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に促進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の購入費用を支援する。

■複数社連携IT導入類型

複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援する。



ポイント！ インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強化に促進。

- ① クラウド利用料を最大2年分まとめて補助
- ② 会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し補助率引き上げ
- ③ PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）

類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
	ITツール		PC等	レジ等	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×参加事業者数、補助率は2/3 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((a.)+(b.))及び事務経費、専門家費)
補助額	～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円	
補助率	3/4	2/3	1/2		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費				

取り組みイメージ（複数社連携IT導入類型）

商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊率向上等を図り、生産性向上につなげる。

- ・地域にビーコン+個店にAIカメラ
 - ・地域に電子地域通貨+個店に分関アプリ
 - ・地域にセンサー技術(人流・気象・交通量等)
- 上記取組イメージについては、経済産業省HPをご確認ください。



① 地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム



ー 経営情報ブログ ー

インボイス制度はひどい制度？ いまさら聞けないインボイスの闇



作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

3

F&M CLUB

経営情報ブログ（いまさら聞けないインボイスの闇）

2023年10月より、インボイス制度が導入されます。インボイス制度がどのような制度なのか、把握できていない企業は多く、必要に応じたインボイス制度の準備ができていない企業がほとんどです。

インボイス制度の具体的な制度内容、制度導入によってもたらされる影響について解説します。

■ インボイス制度とは

インボイス制度とは、正式には「適格請求書保存方式」といい、所定の要件を満たした請求書や納品書など「適格請求書」を交付・保付する制度です。

◎ インボイス制度の目的

インボイス制度は、消費税の改正に伴い複雑化した、商取引における消費税額を正確に把握するため、ルールを統一し、整備・管理がしやすくなること、益税などを廃止し、正しく納税がおこなわれることを目的として導入されます。

※益税：消費者が事業者を支払った消費税の一部が納税されずに事業者の利益となる税金

◎ インボイス（適格請求書とは）

インボイス（適格請求書）とは、現行の「区分記載請求書」に加え、3つの記載項目が追加された請求書です。

<区分記載請求書>

- ・発行事業者の氏名または名称
- ・取引年月日
- ・取引内容
- ・適用税率ごとに区分した合計額
- ・軽減税率の対象となる旨の表記
- ・書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

<インボイス（適格請求書）>

上記に加え

- ・インボイスの登録番号
- ・適用税率
- ・適用税率ごとの消費税額の合計が追加されています。



■ インボイス制度による影響

インボイス制度は、課税事業者と、免税事業者の双方に影響があります。

◎ 仕入税額控除

インボイス制度による一番の影響は、インボイス（適格請求書）による処理（申告）ではない場合、「仕入税務控除」ができなくなることです。

現行の納税額の計算方法は、預かった消費税（売上）から支払った消費税（仕入れや経費）を引いた差額分が納税消費税額となり、この時、預かった消費税から支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」といいます。

もし、この「仕入税額控除」ができなくなると、預かった消費税＝納付する消費税となってしまったため、大きな打撃を受けます。

◎ インボイスを発行できる事業者は課税事業者のみ

インボイス（適格請求書）は、「消費税の課税事業者」でないと発行できません。

1年間の課税売上高が1,000万円未満の事業者は、納税が免除されており、「消費税の免税事業者」です。そのため、「免税事業者」は、インボイス（適格請求書）を発行できないこととなります。

インボイス（適格請求書）を発行するためには、適格請求書発行事業者となる必要があり、税務署に、登録申請書を提出する必要があります。

■ インボイス制度による悪影響

インボイス制度の影響により、起こり得る悪影響について解説します。

◎ 取引先への税負担交渉

必要に応じて、（単価＋消費税）を考慮した、請求金額の見直しにより、取引先へ税負担（価格改定）の交渉が必要となる可能性があります。

◎ 取引先から発注が減る可能性

免税事業者が発注すると、仕入れ税額控除ができなくなり利益が減るリスクがあるため、免税事業者の発注が減る可能性があります。

■ インボイス制度導入への準備

企業のインボイス制度導入への準備状況および課題について解説します。

◎ インボイス制度導入への準備状況

約6割の事業者が、インボイス制度導入に向けて特段の準備をおこなっておらず、「売上高1千万円以下の事業者」では7割超と、小規模な事業者ほど準備が進んでいない状況です。

請求書などの発行や経理・受発注などにかかるシステムの導入などをおこなっている事業者は全体の数割しかおらず、ほとんどの事業者が「特に何もしていない」状況です。

◎ インボイス制度導入に向けた課題

インボイス制度導入に向けた課題は、事業者の4割が、「そもそも制度が複雑でよく分からない」という状況で、そのほか「コロナで先行き不透明の中、制度を理解する余裕もない」という事業者もいらっしゃいます。

また、課税事業者の2割以上が免税事業者との取引を見直す意向であるとしており、免税事業者の約2割は「課税事業者になる予定」と回答しています。

さらに、「廃業を検討する」と回答する事業者も4%存在します。

■ インボイス制度対応のための補助金

インボイス制度に対応するための補助金制度も設けられています。

◎ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する補助金制度です。新たにインボイス発行事業者に転換するための「インボイス枠」が設けられ、費用の2/3、上限100万円まで補助されます。

ただし、補助対象となる事業者は、小規模事業者のみ（商業・サービスは5名以下、その他は20名以下）です。

◎ IT導入補助金

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を支援する補助金制度です。

新たに、インボイス制度対応のための、クラウド利用料が2年分まとめて補助されるように変更され、費用の2/3、最大350万円まで補助されます。

また、新たにPC、タブレット、POSレジなども補助対象となります。

■ まとめ

インボイス制度をはじめとする、法改正については早めの対策が大切です。また、必要に応じて、活かせる補助金活用し、事業の存続、発展に活用しましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmelub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmelub.jp/>



これからの金融機関との付き合い方 キーワードは「伴走型支援」

■ リスクをとってでも支援せざるを得ない

なかなか終息を見せないコロナウイルスの影響で、とりわけ 2021 年にも継続して深刻な影響を受けた事業者も多いのではないのでしょうか？これから迎える決算も業績回復とならず、連続して赤字となっている。また赤字が続いた結果、債務超過に至ってしまった企業も少なくないと思います。

金融機関としては、コロナの影響でしかたないとはいえ、業績悪化の程度によっては通常の判断基準では融資はなかなか難しい事業者が増加するのではと神経をとがらせています。

一方で、地方銀行や信用金庫などの地域金融機関の中には、そうした深刻な影響を受け、赤字に転落した企業でも何とか金融支援を行わなくていけないと言う、使命感が生まれてきている金融機関が増えていると感じます。

某地銀の営業部長が地域経済と運命共同体なので、リスクをとってでも支援せざるを得ない案件があると話していたのは頼もしく感じました。

■ 新たな制度融資が設立されました

金融機関は決算が 3 月ですので、4 月から新年度を迎えます。その際、金融機関それぞれに経営方針を策定するわけですが、とりわけ地方銀行、信用金庫等の金融支援の姿勢が明確になる時期でもあります。

その中で、令和 4 年 4 月以降金融機関からよく聞くであろうキーワードは「伴走型支援」ではないかと思っています。すでにゼロゼロ融資といわれる融資が据置期間を終了し、返済がスタートする時期に入ってきます。

その受け皿として令和 3 年 4 月から全国の信用保証協会が伴走支援型特別保証制度という制度融資が新設されました。



売上減少要件（▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる内容となっています。

また、保証上限額は令和4年2月に 4,000 万円から 6,000 万円に引き上げとなっています。

伴走支援型特別保証制度について

- コロナ禍において多くの中小企業者の売上等が減少しており、早期に経営改善等に取り組む必要がある。
- 中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設し、2021年4月から制度を開始。なお、コロナの影響の長期化を踏まえ、保証上限額を本年2月に4,000万円から6,000万円に引き上げ。



■ 金融機関からの支援でこれまでと変わる点

まずもって、債務超過ではなく黒字経営のような財務状況に問題が無い会社にとっては、大きな変化はないと言えます。

変化があるのは、上述したような赤字が連続した、債務超過に陥ってしまった会社です。

財務状況が厳しい会社には、上述の国の保証制度の創設に見受けられるように、金融機関はこれまでの金融支援の考え方を「伴走型支援」の姿勢に改めていく事業年度になると、受けとめることができます。

コロナ前とコロナ後での、金融機関との付き合い方の1番大きな違いは融資を受ける際の企業側の考え方です。

これまでお金を借りる場合には、融資を受けるために必要となる計画書、事業の見通しなどを金融機関担当者にアピールし、お金を借りる関係であったと言えます。つまり以下のような関係でした。

- 企業・・・お金貸して
- 銀行・・・検討しましょう

これからは何がかわるかという、事業の将来の見通しははっきりと見えず、また、資金繰りが厳しい中で、いくら借入が必要なのかも判断しがたい。

とにかく、目先の資金繰りの不安が1番の経営課題である会社も少なくないでしょう

その状況では、金融機関から支援を仰ぐポイントとして、融資をお願いするよりも金融機関と「資金繰りの状況を共有する」ことが重要になります。

金融機関としては、その会社の資金繰りを把握することで、どのように資金繰りを安定させるか。事業の回復には当然に経営者の尽力が欠かせませんが、金融機関としてできることはないか。特に資金繰りの安定という視点で、どうすれば新規融資の調達ができるか。また、融資の借換えなどによる返済負担の軽減などの対策を早めに練ることができます。

■「伴走型支援」に甘えてはいけない

債務超過の解消が進めば、新規融資もしやすくなるので、資本性ローン投入の検討も進める金融機関も見受けられるようになってきました。

つまり、企業側で「これからどうしよう」「どうやってお金を借りよう」という経営者の悩みを金融機関と共有してしまうのです。

具体的には過去3か月の資金繰りの実績と、できれば6ヶ月先までの資金繰り予定表を作成して、融資

取引をしている金融機関に提供し、将来の資金繰り対策を検討、提案してもらう方法です。

資金繰り実績は、顧問の会計事務所に相談すれば会計ソフトから出力できるケースもあります。資金繰り予定表はできるかぎり、正確に、また保守的に作成しましょう。

とはいえ、「伴走型支援」というキーワードに甘えるわけではありません。経営者が資金繰りに係る悩みや時間を削減し、その分、事業に集中してもらうというイメージです。

■ 政府からの指針を紹介します

内閣府、金融庁等政府からも、地域金融機関は企業の資金繰りに受け身ではなく、経営状況と資金繰り状況に前のめりで首を突っ込み、そしてその事業を潰さないような、最善の努力を怠らないようにという指針も出されています。

(以下、一部抜粋)

『事業者の業況や資金ニーズを積極的に把握した上で、資金繰り支援等に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。重ねての要請となり真に恐縮ですが、下記の点に努めることを、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。』

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



事業承継入門講座

「〇〇ホールディングス」ってよく聞くけど 実際どうなの？ メリットあるの？

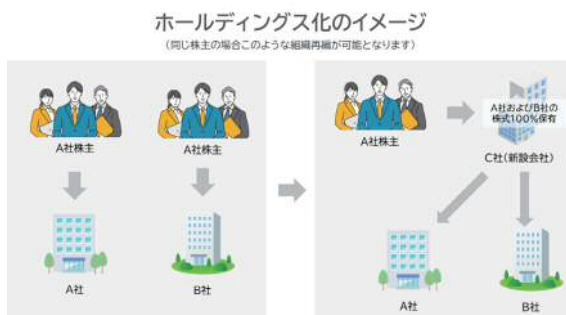
■ ホールディングス化の相談が増加している

最近になって、企業や金融機関、社会保険労務士や税理士の先生方から、「ホールディングス化」について問い合わせが増えてきたように感じます。

「ホールディングス」=持ち株会社のことを指します。なんとなくわかるが、自社にとって必要なことなのか？ メリットは？ デメリットは？を知りたいとのこと。

ホールディングス化とは、会社の組織再編の一つの形態といえます。現在、複数の事業会社を同じ株主が保有している場合などで、既存会社が単独または複数で新たに持ち株会社（完全親会社）を設立し、それぞれの保有する株式をその親会社にすべて移転した後、自らその完全子会社となります。

これは、株式移転と呼ばれる形態で、図にすると下図のようなイメージとなります。



ホールディングス化の形態には他にも統合しようとする複数の会社の株式を交換し、1社を完全親会社、もう1社を完全子会社とする「株式交換」や、会社に複数の事業がある場合に、その事業部門を法人格に分割し、それぞれの法人格に組織・事業・資産を移転する「会社分割」という形態があります。

■ ホールディングス化のメリット

さて、ホールディングス化のメリットは何でしょうか？ 一般的に理解されているメリットを挙げてみると、

メリット①: 経営を効率化できる

持株会社は経営や資金管理、子会社は事業に集中させることで、経営を効率化することができる。また、ホールディングス化により、事業分野が組織体制がより明確になるので、意思決定が迅速に行えるようになる。

メリット②: M&A がしやすくなる

すでに、ホールディングス化を行っている会社は、会社買収する際に、買収した会社をそのままぶら下げる形で新体制を構築しやすくなる。

また、自社が M&A で事業を手放す時にも、事業ごとに会社に分かれているため、譲渡したい事業を切り離しやすい。

メリット③: 相続税・事業承継の対策につながる

後継者に持ち株会社を設立させて、先代経営者等の株式を買い取りすることで、先代経営者等にとっては株式が現金化できること、さらに後継者は100%株式を保有する持ち株会社が取得できることから事業承継が円滑に進めやすいというメリットがあります。

しかし、後継者に十分な買い取り資金が無い場合、金融機関から持ち株会社が借入を行い、株式取得代金を支払うスキームを見かけます。この場合、先代経営者には譲渡所得税が発生する点、借入の返済負担をしっかりと認識して、実施すべきと思います。

税金対策でいうと、持ち株会社が子会社株式を買い取る際に、借入を行って取得をすると持ち株会社の相続税評価が下がる=税金対策となる。

また、同じく持ち株会社が借入を行って不動産取得をすることで同様の相続税評価が低減できるというメリットがある。しかし、節税目的のこうした行為は税務署からはかなり厳しい目線で見られていることを理解しておきましょう。税務当局から多額の追徴課税をかされた事例も見受けられます。

メリット④: 従業員のモチベーションアップにつながる

ホールディングス化では、「子会社の社長」というポストを複数用意できます、新規事業を行っていけばこのポストが増えていく可能性もあります。

メリット⑤：事業リスクを分散できる

複数の事業を運営している会社にとって、一事業部がなんらかの法規制に違反し、会社全体が業務停止命令を受けてしまうリスクがあります。そうした発生するリスクを分散できる。

■ ホールディングス化のデメリット

次にデメリットについて考えてみましょう。

デメリット①：子会社の経営者育成の難しさ

ホールディングス化により経営者が複数となったことで、各会社の事業推進能力や、管理体制にムラが生じてしまったというデメリットを嘆く経営者を見かけます。

とある会社は、子会社の経営者に適任者が不足しているとのことで、ホールディングス化したのち、また合併して、1つの会社に統合しなおしたとうケースもありました。

デメリット②子会社間の確執

子会社の業績等によっては、それぞれの人事処遇にも差が出ることもあります。たとえば、収益が低い会社への出向は左遷だなどというムードが生じるのは、会社全体の環境としてよろしくありません。

デメリット③：管理コストが上がる可能性がある

本来シンプルだった組織体制が無駄に複雑になってしまい、さまざまな無駄が発生してしまう可能性があります。また、子会社が増えればそれだけ経理部や総務部の業務は増えるため、人件費や税理士に払う顧問料も多くなるでしょう。

管理コストの増大を抑えるためにも、法人の切り分け方には慎重な検討が必要です。

■ 会計事務所に伴走してもらいましょう

いかがでしょうか？私自身、ホールディングス化を指向した会社の組織再編を数多く見てきましたが、実際に目にした失敗談としては、組織再編の内容にばかり注視しすぎて、事後的に発生する税金等が重くのしかかった。（住民税の均等割が増加、不動産を事業譲渡で移管したため、再編後に不動産の登録免許税、不動産取得税が発生）

また別の経営者が、金融機関から相続対策だとの提案で個人で保有していた株式を子供や奥さんが主な持分を保有する一般社団法人に移転し、一般社団法人を親会社とするホールディングス化を実施した。（その際には取得代金を金融機関から借入、所得税も支払い）

その後、子会社自体をM&Aで譲渡することになり、株式譲渡に対する税金が法人税課税となり、約36%となってしまった。また法人から個人にお金を移すのにも所得税がかかる。個人で保有していたら、株式譲渡所得課税約20%で課税で済んだのに…とがっかりしていました。

組織再編の前後では事業内容やグループ内の再編であり、何も実態に変化がないので、大きな問題はないだろうと安易に考えてしまいがちです。

まず最初に実施しなければいけないことは、持株会社化の目的の確認です。

「本当に達成したい目的」があり、それを達成するためにどのようなリスクを見込んでおくべきなのか、またコストが発生するのであればいくら許容できるのか、コストが多額に発生するのであれば、別の選択肢を検討する必要もあります。

とりわけ、こうしたホールディングス化には法務、税務、会計、または労務という専門的な視点での検証が重要です。しっかりとした外部ブレーン（会計事務所）に伴走してもらい慎重に検討を進めるべきだと考えます。



経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



税制改正コラム

令和4年度 税制改正大綱のポイント（後編）



令和3年12月10日に与党から「令和4年度税制改正大綱」が公表され、今年1月25日に法律案が国会に提出されました。大綱の中から特に企業経営者に関係のあるものを、前編・後編の2回に分けてご紹介していますが、今回は【後編】の個人所得税・資産税に関する項目です。

【前編】賃上げ税制、交際費課税など法人税関連

【後編】住宅ローン控除など住宅税制、事業承継税制、財産債務調書等

なお、本稿は「令和4年度税制改正大綱」に基づいて作成しています。今後の情報にご留意ください。

1. 住宅ローン控除の見直し

(1) 借入限度額・控除期間の見直し

住宅の省エネ性能向上、長期優良住宅の取得促進の観点から、次の4つの区分で借入限度額が細分化されます。また、現下の経済状況を踏まえ、令和4～5年入居については控除期間が13年に延長されます。

<新築住宅・買取再販住宅の借入限度額・控除期間>

住宅の区分※1)	現行		改正案			
	令和3年入居		令和4～5年入居		令和6～7年入居	
認定住宅	5,000万円	13年 または 10年	5,000万円	13年	4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,000万円		4,500万円		3,500万円	13年
省エネ基準適合住宅			4,000万円		3,000万円	
その他			3,000万円		2,000万円※2)	

※1 認定住宅：認定長期優良住宅と認定低炭素住宅
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準省エネ住宅：断熱・省エネ・創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅。
具体的には断熱等級5かつ一次エネ等級6の性能をもつ住宅。太陽光パネル設置は任意。省エネ基準適合住宅：断熱等級4以上かつ一次エネ等級4以上の性能をもつ住宅。
※2 令和6年以後に建築確認をされる新築住宅は対象外

また、中古住宅の有効活用・優良化の観点から、省エネ性能が高い住宅の控除限度額が引き上げられます。

<中古住宅の借入限度額・控除期間>

住宅の区分	現行(令和3年入居)		改正案(令和4～7年入居)	
認定住宅(長期優良・低炭素) ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	2,000万円	10年	3,000万円	10年
その他			2,000万円	

(2) 控除率・住民税の控除限度額・所得要件の見直し

控除率については会計検査院の指摘（1%を下回る金利でローンを組んだ場合の「逆ざや問題」）から、「一律0.7%」に引き下げられます。また、所得要件も「2,000万円以下」に引き下げられているため、適用を検討している場合には、必ずご自身の所得の状況をご確認ください。

<控除率・住民税の控除限度額・所得要件>

項目	現行(令和3年入居)	改正案(令和4～7年入居)
控除率	一律1%	一律0.7%
所得要件	合計所得金額3,000万円以下	合計所得金額2,000万円以下
住民税の控除限度額	所得×7%(最高13.65万円)	所得×5%(最高9.75万円)

2. 住宅資金贈与非課税制度の非課税限度額の縮減

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額が引き下げられた上で、令和5年12月31日まで2年延長されます。

<非課税限度額>

区分	現行(令和3年)	改正案(令和4~5年)
省エネ等住宅	1,500万円または1,000万円	1,000万円
その他	1,000万円または500万円	500万円

3. 法人版事業承継税制の特例承認計画の提出期限の延長

「法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予）の特例制度」について、特例承認計画の提出期限が「令和6年3月31日」まで1年延長されます。

この特例制度は猶予割合が100%になるなどのメリットがある一方、制度を利用すると後戻りできないため、慎重な検討が必要な制度です。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、今回、提出期限が延長されました。

一方、特例制度の「適用期限」は変更がなく、大綱では「今後とも延長を行わない」と明記され、事業承継を令和9年末までに促すものとなっています。

<法人版事業承継税制の特例制度>

区分	現行	改正案
特例承認計画の提出期限	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日まで
特例制度の適用期限	令和9年12月31日まで	

4. 財産債務調書制度の提出義務者の拡大

適正な課税を確保する観点から、財産債務調書の提出義務者に「特に高額な資産保有者」が追加されます。従来は「所得2,000万円以下」で提出不要だった方も、総資産10億円以上なら提出が必要となります。

一方で、提出義務者の事務負担軽減の観点から提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大されます。

<財産債務調書制度>

項目	現行(～令和4年分)	改正案(令和5年分～)
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上(または有価証券等1億円以上)	【追加】総資産10億円以上(所得基準なし)
	—	
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載省略の範囲	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

5. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準60%未満）に係る課税標準額の上昇幅が「評価額×2.5%（現行：5%）」に引き下げられ、税負担増の緩和が図られます。都市計画税も同様です。

なお、住宅用地、農地等について激変緩和措置は設けられず、通常どおり計算されます。

固定資産税の課税明細書が届いたら、前年度と比較して影響を確認しましょう。

6. 今後の検討課題

(1) 金融所得課税のあり方

金融所得（株式の売却益・配当金）に対する税率を一律20%から「25%や30%に引き上げる」などの報道もありましたが、令和4年度大綱では特に見直しは行われませんでした。

ただし、大綱では「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。」とコメントされており、令和5年度以降に何らかの改正が行われる可能性があります。現行では「非上場株式の売却益」に対する課税も20%です。上場株式だけでなく、非上場株式についても見直しが行われたいか、今後の動向に注目しましょう。

(2) 相続税・贈与税のあり方

令和3年度大綱では、「相続税と贈与税の一体化」という方向性が示され、「暦年贈与の非課税枠（年110万円）が利用できなくなるのではないか」といった報道もありました。

結果、「変更なし」でしたが、令和4年度大綱でも「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」とコメントされています。こちらも令和5年度以降の改正の動向も踏まえ、相続税・事業承継対策を検討する必要があります。

助 成 金

活 用 ガ イ ド

キャリアアップ助成金 (令和4年4月の制度改正について)

助成金は毎年4月に改正があります。

以前にご紹介したキャリアアップ助成金についても改正がありましたので
今回はキャリアアップ助成金の改正をご紹介します。

新型コロナウイルスによる雇用調整助成金の支給で

財源が枯渇してしまったため令和4年の改正はその影響を受けてか助成金の要件がかなり厳しくなっています。

■ 正社員化コース

(1) 有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換が廃止

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に支給される助成金

【現行】

- ① 有期⇒正規：1人当たり57万円
- ② 有期⇒無期：1人当たり28.5万円
- ③ 無期⇒正規：1人当たり28.5万円

【改正後】

- ① 有期⇒正規：1人当たり57万円
- ② 無期⇒正規：1人当たり28.5万円

(2) 正社員定義の変更（令和4年10月1日以降の正社員転換に適用）

【現行】

同一の事業所内の正社員に転換される就業規則が適用されている労働者

【改正後】

同一の事業所内の正社員に転換される就業規則が適用されている労働者
ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

(3) 非正規雇用労働者定義の変更（令和4年10月1日以降の正社員転換に適用）

【現行】

6ヶ月以上雇用している有期または無期雇用労働者

【改正後】

賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6ヶ月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者



ワンポイントアドバイス

今まで正社員という定義が曖昧だったのが今回の改正により明確になりました。
助成金をもらうためには賞与または退職金制度を設けなければならなくなりました。そのためそれを証明するための書類や実績が求められます。
今までの条件が緩い助成金だったので今回の改正で申請数が激減することが予想されます。

■ 賞与・退職金制度導入コース（旧諸手当制度等共通化コース）

諸手当制度等共通化コースが変更になりました。
有期雇用労働者等に関して、正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成されます。

（1）支給要件の変更

諸手当等（賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断等）の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へと見直します。

【旧制度】

助成金対象制度

- ① 賞与 ② 家族手当 ③ 住宅手当 ④ 退職金 ⑤ 健康診断制度

【新設制度】

- ① 賞与 ② 退職金

※非正規雇用労働者に対する制度新設のみで助成可（正社員との共通化は必須ではない）



（2）一部廃止

対象労働者（2人以降）に係る加算を廃止します。

ワンポイントアドバイス

同一労働同一賃金が中小企業も適用となったため対象となった手当が減らされています。また有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康保険制度」を新たに規定し、のべ4人以上実施した場合に出る助成金は今回の改正により廃止になりました。

■ 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等に関して、正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成されます。

一部廃止

対象労働者（2人以降）に係る加算を廃止します。



監修：社会保険労務士法人あいパートナーズ 代表社員 岩本 浩一 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2020年4月現在、全国で30,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

認定支援機関である会計事務所が提供する主な支援内容

「経営力向上計画」策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営力向上計画を策定し、国の認定を受けると…

金融支援や優遇税制など多数の「優遇措置」を受けることが可能になります。
経営力向上計画は、認定支援機関の支援を受けながら策定することができます。



「経営改善計画」策定支援・モニタリング支援



金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。認定支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

経営改善計画策定に係る費用が補助される制度があります

経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善計画を策定する場合、一定の要件を満たせば費用の2/3(最大200万円)が補助される制度があります。

補助金申請支援（事業承継補助金など）

国が公募する補助金の中には、認定支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業承継補助金」は、認定支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

認定支援機関の支援を必要とする補助金の一例

- ・事業承継補助金
- ・経営改善計画策定支援事業（補助金）



資金調達に関する支援

認定支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率（低利率）で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

財務・事業承継・M&Aを ひとつのシステムで トータルサポート

F+prus
F+prusは、経営革新等支援機関推進協議会が提供するシステムです。

財務

事業承継

M&A

早期経営改善計画の作成に完全対応
金融機関が求める事業計画書を作成
特例承継計画の作成に対応
CRD 協会の経営診断「McSS」と連携



McSSとは、全国で約170のCRD会員（信用保証協会および金融機関）が融資判断の指標として利用している「財務診断ツール」です。McSSは約100万社の財務統計により作成されています。



特徴① クラウドシステム

インターネット環境があればいつでもどこでも操作可能。
外出先でもスムーズにご利用いただけます。



特徴② 協議会会員には無償提供

経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prusを無料で利用できます。



特徴③ 簡単な操作性

事業計画の作成も短時間で簡単に作成できる仕様になっています。
初心者でも効率的なコンサルティングが可能です。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、財務・事業承継・M&Aに関するスムーズな支援が可能です。